

## 「施設整備基本構想（案）」について ご意見を募集します

蕨市、戸田市及び蕨戸田衛生センター組合では、令和7年に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の形成や適正なごみ処理に取り組んでいます。老朽化が進む既存施設の更新・機能強化のため、今後の整備方針を検討する必要があります。施設整備基本構想では、市民の快適な生活環境を維持しつつ、安定した廃棄物処理システムの構築に向けた整備方針や概要を取りまとめます。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月24日（火）まで

#### 2 資料公開場所

##### 【蕨市】

安全安心課生活環境係庁舎、市民協働課、各公民館、図書館、交流プラザ

##### 【戸田市】

環境課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、上戸田地域交流センター（あいパル）

##### 【蕨戸田衛生センター】

組合窓口

でご覧いただけます。

また、蕨戸田衛生センター組合ホームページでも公開しています。

#### 3 関係資料

別添 施設整備基本構想（案）

施設整備基本構想（案）の概要

#### 4 提出方法

蕨戸田衛生センター組合への持参（※蕨戸田衛生センター組合以外の資料公開場所では提出を受け付けておりませんのでご注意ください。）、郵便（蕨戸田衛生センター組合宛）、FAX（421-5602）及び電子メール（shisetsuseibi@warabitoda-e-c.or.jp）

5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する組合の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 本件においては、蕨戸田衛生センター組合パブリック・コメント実施要綱第2条第3項(6)「パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者」として、次に掲げる人等を想定してします。

- ・さいたま市南区内谷四丁目～七丁目、辻一丁目～八丁目、白幡六丁目に在住、在勤在学、事務所・事業所がある人
- ・関係事業者

8 施設整備基本構想(案)及び蕨戸田衛生センター組合パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

〒335-0038

埼玉県戸田市美女木北1-8-1

蕨戸田衛生センター組合

電話 048-421-2802